

第 4 章

現状と課題及び施策の方向

第4章 現状と課題及び施策の方向



I. 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

《現状と課題》

男女共同参画社会の実現を阻害する要因として、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的性別役割分担意識や性差による偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)^(※1)があることが挙げられます。

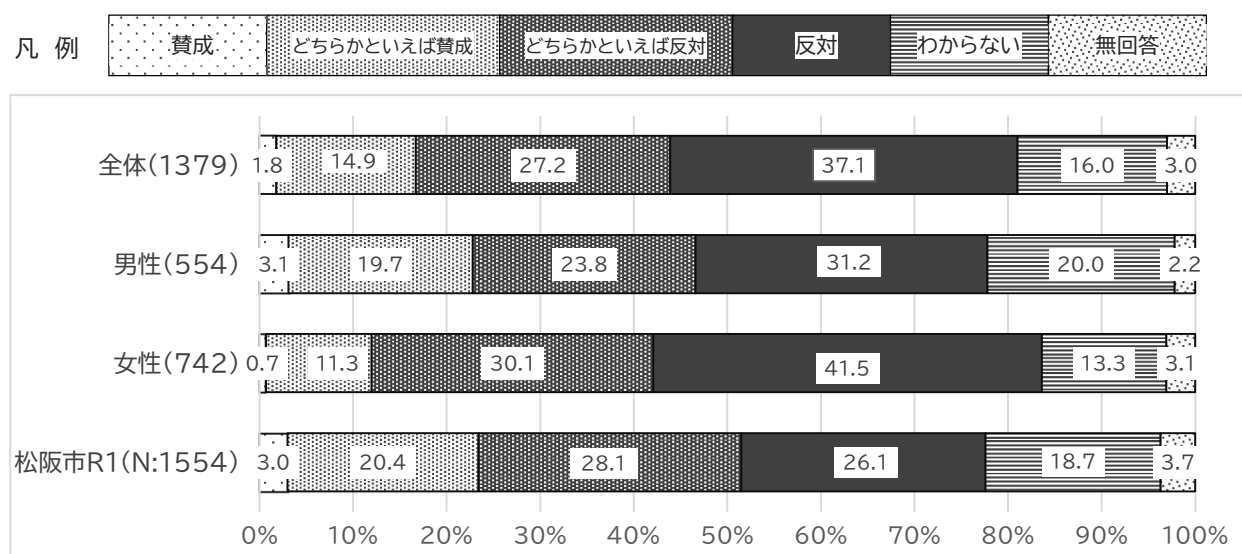
市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」または「どちらかといえば反対」と回答した人の割合は、前回の市民意識調査と比較すると増えており、性別による固定的役割分担意識は薄くなりつつある状況がみられます。

その一方で、各分野における男女の地位の平等感について「平等である」と回答した人の割合が、「学校教育の場」では、半数を超えています、「家庭生活」29.3%、「職場」24.7%、「地域社会」32.0%、「社会通念、慣習、しきたりなど」16.2%と低く、男女の地位の不平等感が存在している状況がみられます。

これらの状況から、性別による固定的役割分担意識にとらわれない多様な生き方が社会に浸透するよう、引き続き積極的な広報・啓発活動を展開し、市民自らが男女共同参画に関して考える機会を提供することが必要です。さらに、男女共同参画への理解を広げていくためには、若年層からの取組が重要であり、将来を担う子どもに対しては、男女共同参画の基本理念を理解し行動できるよう、家庭や地域をはじめ、保育園、こども園、幼稚園、学校等における教育、学習の場を充実させていくことが重要です。

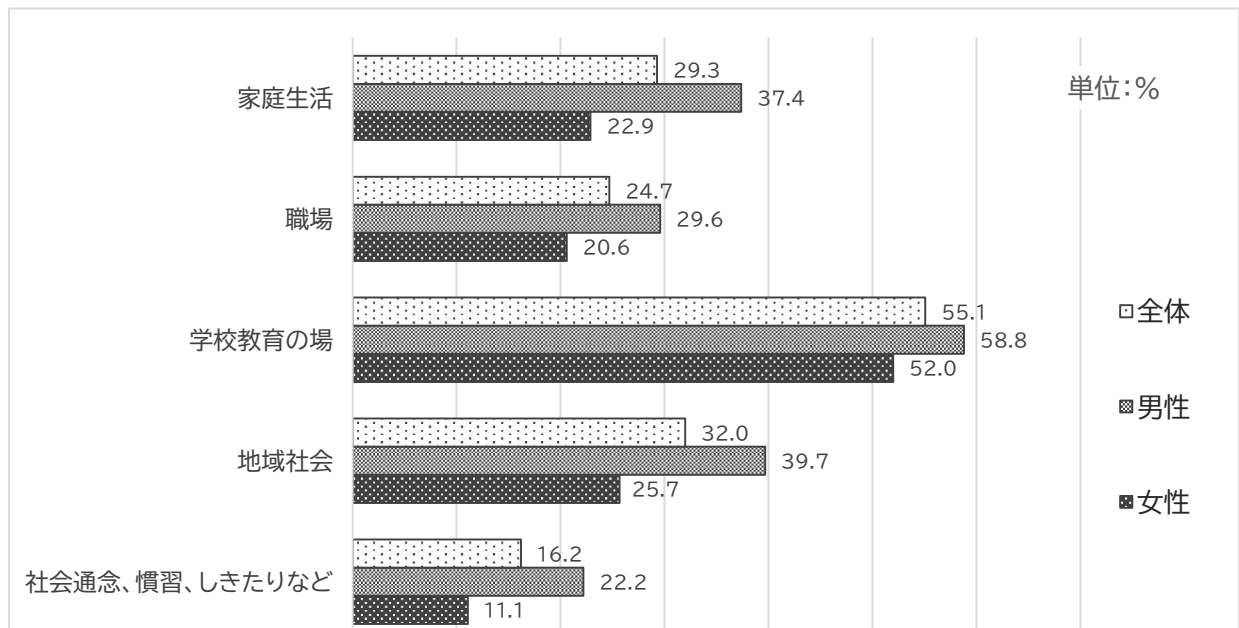
また、近年では、性のあり方に関わって、固定的な考え方にしばられ、生きづらさを感じる子どもの存在が顕在化してきています。そのため、多様な性的指向・性自認(SOGI)^(※2)等の理解を深める学習を進めていく必要があります。

◆「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：令和元年度松阪市市民意識調査
令和6年度松阪市市民意識調査

◆ 男女の地位の平等感について(「平等である」と回答した人の割合)



資料：令和6年度松阪市市民意識調査

《施策の方向》

(1) 市民の理解を深めるための広報・啓発の充実

固定的性別役割分担意識や性差による偏見が解消されるよう、さまざまな機会の提供や、多様な媒体を活用した広報、啓発活動を展開し、男女共同参画意識の普及を図ります。

施策の概要	担当課
① 各種広報媒体を活用し、男女共同参画意識の普及を図ります。また、男女共同参画の視点を取り入れ広報物等を作成します。 ○各種広報媒体を活用した広報・啓発 ○作成文書等の表現の配慮	広報広聴課 人権・多様性社会課 全庁
② 市民参画の実行委員会の企画・運営による「男女共同参画松阪フォーラム」やセミナー・講座等を開催し、性別による固定的役割分担意識にとらわれない多様な生き方が社会に浸透するよう、男女共同参画の視点に立った広報・啓発を行います。 ○「男女共同参画松阪フォーラム」及びセミナー等の開催	人権・多様性社会課 (再掲) I (3)

(2)学校等における男女共同参画を推進する教育の充実

学校においては学校教育を通じて、未就学児については、保育園、こども園、幼稚園での日々の保育・教育を通じて、また地域社会においては人権学習を通じて、個人の尊厳、男女平等、男女の相互協力・理解に関する教育を推進するとともに、より専門的な学習ニーズに応える場の創出に努めます。

あらゆる分野において、学習・情報ニーズに対応する機会の充実を図るとともに、男女共同参画の視点に立った取組を推進します。

施策の概要	担当課
① 日々の園生活を通じて、子ども一人ひとりの個性を大切にし、また感性を生かしつつ、性別に基づく固定観念にとらわれない保育・教育を実施します。	こども未来課
② 教職員等を対象とした、人権意識の高揚及び男女共同参画社会の理念の普及に関する学習機会を提供します。 ○三重県人権・同和教育研究大会への参加	学校支援課 こども未来課 (再掲)Ⅳ(2)
③ 地域社会における人権の尊重を基盤とした男女共同参画社会の形成に向けた学習活動の活性化を図るため、学習機会を提供するとともに、地域・団体等の自主的な取組を支援します。 ○女性の人権及び多様な性に関する講演会・講座等の開催	学校支援課
④ 男女共同参画の視点に立った学校教育を推進するため、人権教育、道徳教育、キャリア教育(*3)、性教育及び情報教育等を充実します。 ○男女共同参画意識の普及を図る人権学習の実施 ○男女共同参画の視点に立った学習の実施 ○性別にとらわれない職業観についての学習 ○道徳教育の全体計画・年間指導計画の作成	学校支援課 (再掲)Ⅳ(2)

(3)生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実

生涯を通じて男女共同参画について学ぶとともに、自立できる充実した生活を送り、社会のあらゆる分野に参画することができるよう多様な学習機会を提供します。

施策の概要	担当課
① 市民参画の実行委員会の企画・運営による「男女共同参画松阪フォーラム」やセミナー・講座等を開催し、性別による固定的役割分担意識にとらわれない多様な生き方が社会に浸透するよう、男女共同参画の視点に立った広報・啓発を行います。 ○「男女共同参画松阪フォーラム」及びセミナー等の開催	人権・多様性社会課 (再掲)Ⅰ(1)
② 老々介護なども増える中、介護する人も介護される人も身体に負担のかからない介護のコツを学ぶ教室を、また介護や認知症について家族などが語り合う「カフェ」を市民や各種団体の協力で実施します。 ○家族介護教室の開催 ○認知症カフェの開催 ○介護者カフェの開催	健康福祉総務課
③ 高齢者が生きがいのある充実した生活を送るため、公民館等において学習機会を提供し、社会参画ができる環境を支援します。 ○公民館における寿大学等の開設	生涯学習課

(4)事業所等に関する広報・啓発の充実

事業所等において、男女の均等な機会と待遇の確保が図られ、一人ひとりの意欲と能力を生かせる職場づくりを推進するため、事業者に対する支援及び意識啓発を行います。

施策の概要	担当課
① 事業所等における男女共同参画に関する意識の啓発と普及を目的として、啓発事業や関係機関等の広報・啓発を行います。 ○市内事業所への啓発	人権・多様性社会課
② 事業所等に男女共同参画の考え方が浸透するよう、自社研修の機会のきっかけづくりのための啓発活動等を展開します。 ○啓発冊子の配付	商工政策課 (再掲)Ⅱ(2)

Ⅱ. 政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進



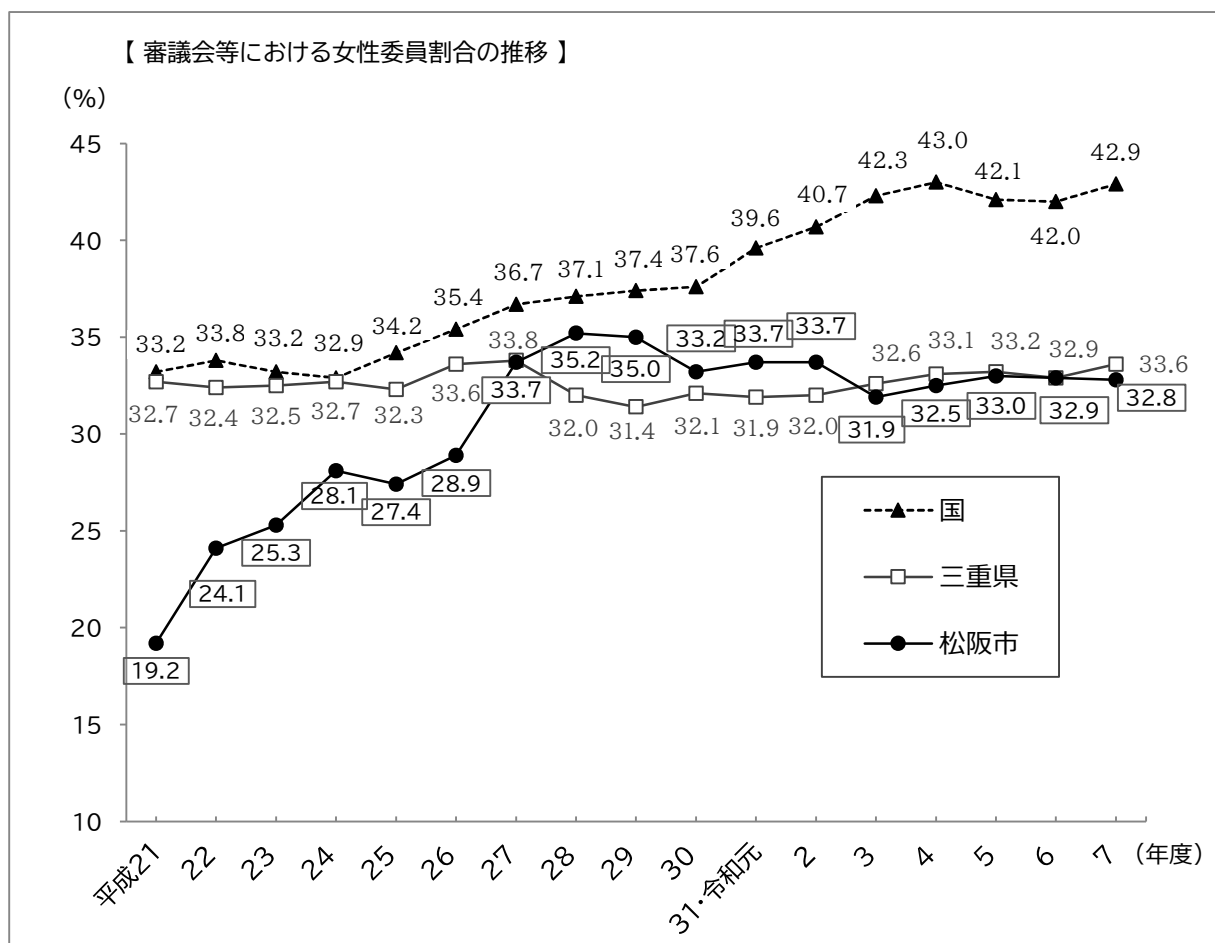
《現状と課題》

社会のあらゆる分野における政策や方針を決定する過程においては、多様な視点や考えを反映させるため、男女が対等に参画し、責任を担うことが必要です。

国は、2003(平成15)年に「社会のあらゆる分野において、2020(令和2)年までに指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%程度になるように期待する」との目標を掲げ、取組を進めてきましたが、依然として低い水準にあることなどから、2020年代の可能な限り早期に30%程度となるようめざして取組を進めることとしています。

松阪市における各種審議会等への女性の参画状況は、2025(令和7)年4月1日現在の審議会等委員の女性比率は32.8%で、2020(令和2)年度より下降しており、本市の目標値である35%を達成していません。市のあらゆる分野において女性の登用が進み、男女の意見がバランスよく反映されるよう、取組を進めていかなければなりません。

市行政をはじめ、さまざまな組織運営について男女を問わず積極的に参画できるよう能力に応じた性差のない登用、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を含めた多様な発想や価値観が反映された男女共同参画のまちづくりを展開する必要があります。



資料：内閣府男女共同参画局女性委員の参画状況調べより
三重県における男女共同参画の現状より
松阪市女性委員の登用状況調査より

《施策の方向》

(1)市の審議会等への女性委員登用の推進

市の審議会等の委員への参画において、男女のいずれか一方の数が委員総数の40%未満にならないことを最終的な目標とし、本プラン期間内においては、女性委員の登用を積極的に進めるために、審議会等委員の女性比率の目標値である35%に努めます。

施策の概要	担当課
① 市政に女性の視点や意見を反映させるため、「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱」により、市の審議会等への女性の登用を積極的に推進します。また、女性委員登用率向上のため、女性委員の登用状況について、調査、情報の提供を行います。 ○女性委員登用率35%	人権・多様性社会課
② 市の審議会等への女性委員の積極的な登用を図るため、女性委員登用のための情報を提供し、事業所、団体等に働きかけを行います。 ○女性委員登用率35%	関係各課 人権・多様性社会課

(2)事業所・団体等の方針決定の場における男女共同参画の推進

あらゆる機会を通じて、男女共同参画に関する情報提供を行い、方針決定の場に女性の参画が進むよう、事業所や団体等に働きかけを行います。

施策の概要	担当課
① 住民自治協議会等の地域組織や市民活動団体に対して役職者への女性の登用や各部会及び団体の諸活動へ女性の参加等が積極的になされるように働きかけます。 ○各組織への働きかけ	地域づくり連携課
② 事業所等に男女共同参画の考え方が浸透するよう、自社研修の機会のきっかけづくりのための啓発活動等を展開します。 ○啓発冊子の配付	商工政策課 (再掲) I (4)
③ 女性起業家の育成・支援のため関係機関等との連携により、事業経営の知識や情報等の充実を図ります。 ○創業セミナー、相談会の開催	商工政策課
④ 方針決定の場への女性の参画を促進するために、各種組合・団体等への積極的な働きかけを行います。 ○農村女性アドバイザー、女性認定農業者に対する県主催研修会等の情報提供	農水振興課

(3)市組織における男女共同参画の推進

市の政策決定は市民生活に大きな影響を与えることから、女性職員の役職者への登用、職域拡大については、ポジティブ・アクションを実施します。

施策の概要	担当課
① 政策・方針決定過程へ女性の参画を拡大するため、管理職への女性の登用を促進します。また、松阪市人材育成基本方針に基づき管理職にふさわしい人材育成・能力開発を行います。 ○人事異動における女性役職者の登用	職員課
② 男女平等意識を身につけるための研修を実施し、男女共同参画の視点に立った職場環境・風土の改善に努めます。 ○研修の実施	職員課



Ⅲ. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)^(＊4)の啓発と推進

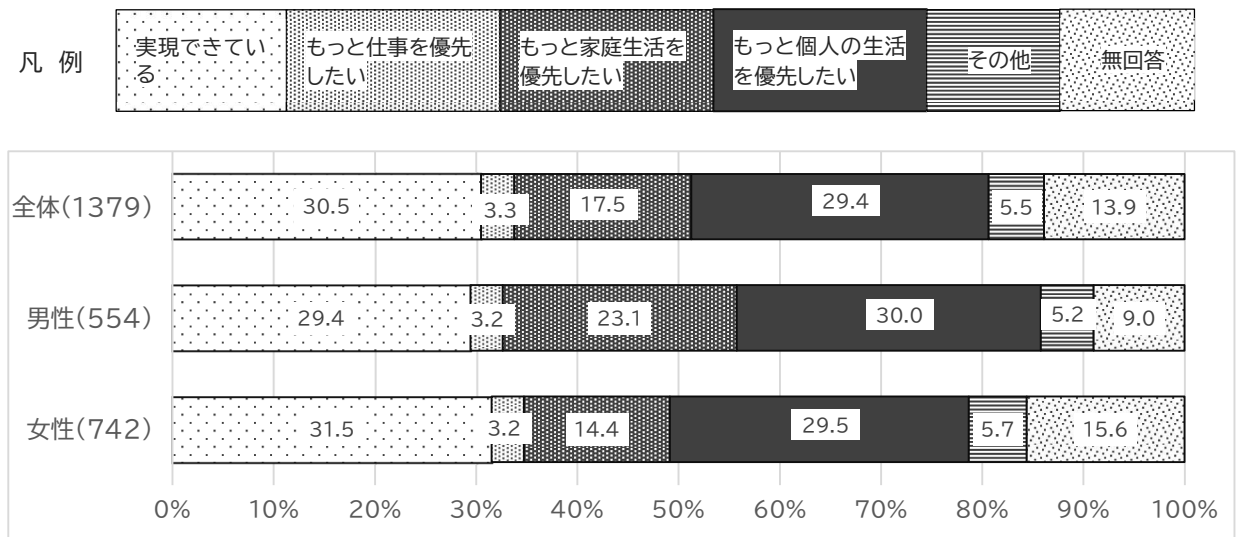
《現状と課題》

性別にかかわらず働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることができる社会が求められている一方で、働く世代が担う子育てや介護の負担はますます増加することが見込まれています。こうした中で、あらゆる人が個性と能力を発揮して活躍し、子育て・介護の時間や家庭、地域、学習などにかかる個人の時間を持てる豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現をめざすことが求められています。

市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスの実現について「実現できている」と回答した人は 30.5%にとどまっており、仕事と生活が両立しにくい現状となっています。また、女性が職業を持つことについて「こどもができてもずっと職業を持ち続ける方がよい」と回答した人は 54.5%となっており、こどもができてからもずっと職業を持ち続ける方がよいと考える人が前回の市民意識調査と比較すると増えています。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて社会的気運の醸成を図るとともに、年齢や性別にかかわらず、それぞれの生活スタイルに対応した多様で柔軟な働き方や生き方ができるよう、長時間労働などの見直し、固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発と推進に努めます。

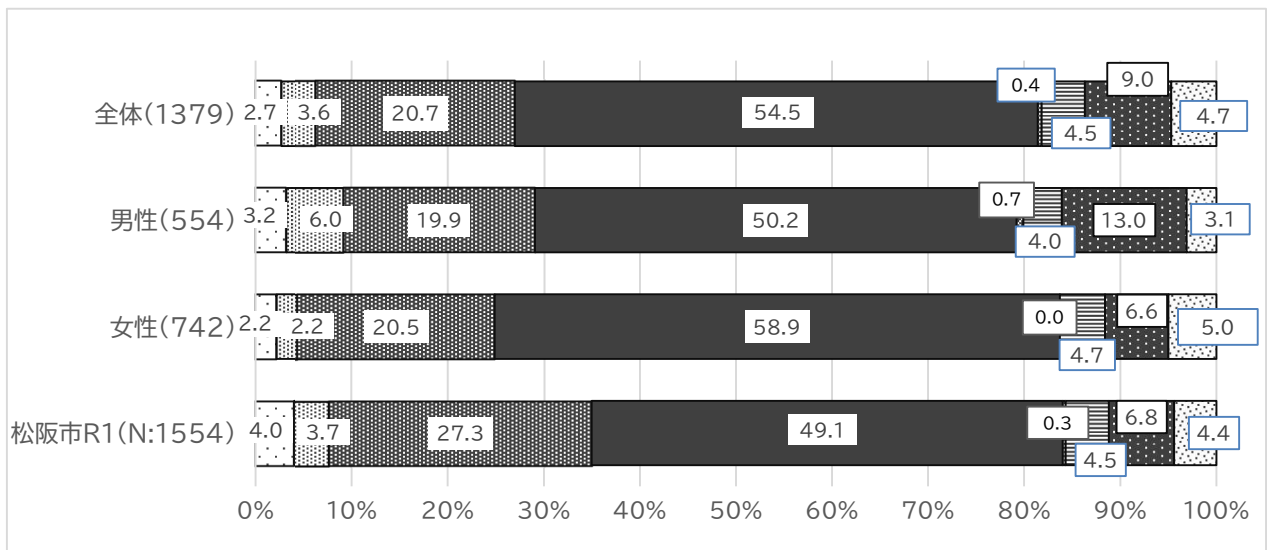
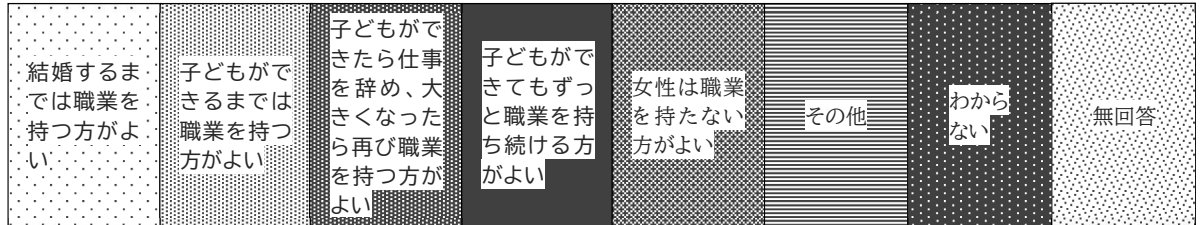
◆ ワーク・ライフ・バランスの実現について



資料：令和6年度松阪市市民意識調査

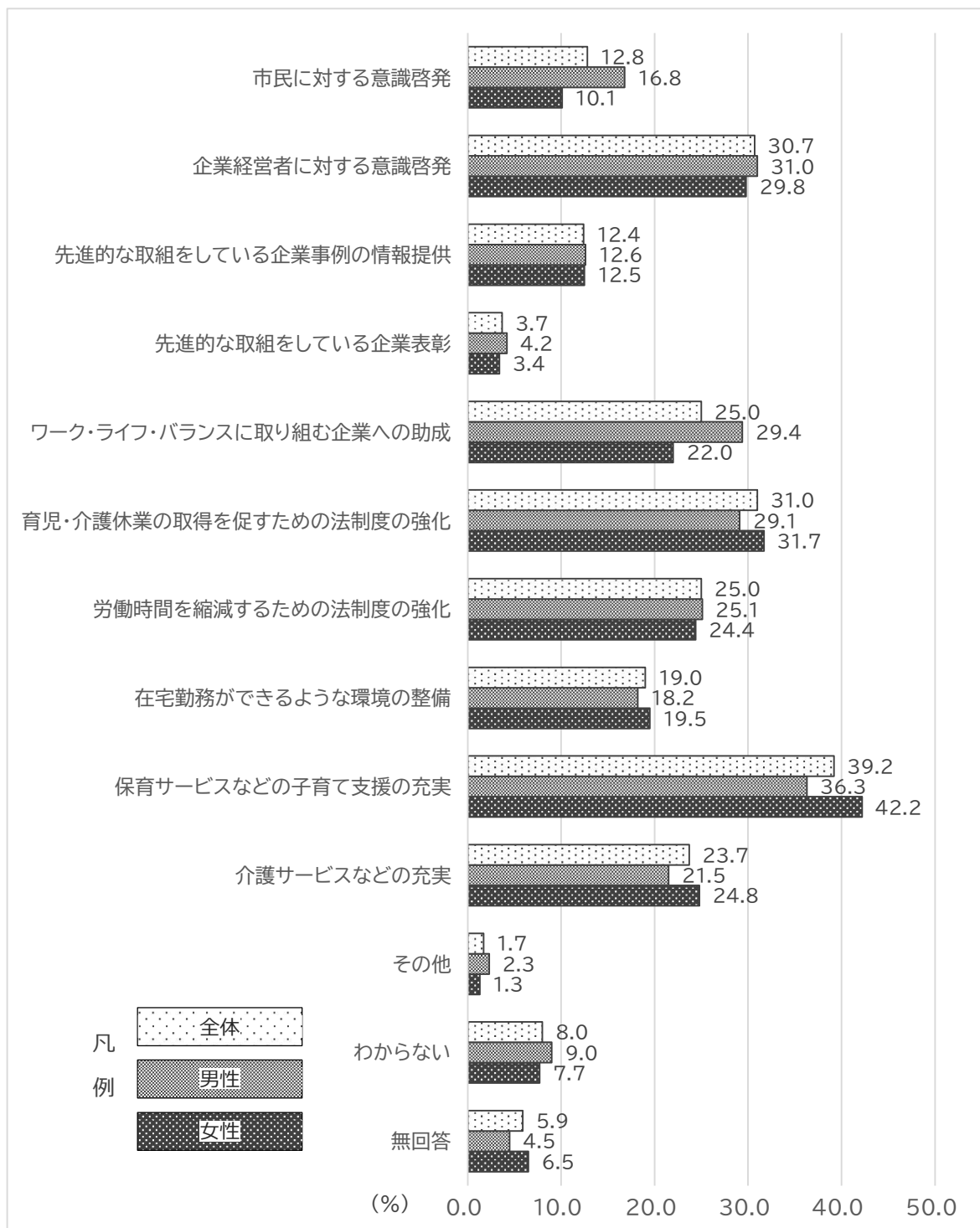
◆ 女性が職業を持つことについて

凡 例



資料:令和元年度松阪市市民意識調査
令和6年度松阪市市民意識調査

◆ 男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと(複数回答あり)



資料:令和6年度松阪市市民意識調査

《施策の方向》

(1)ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて社会的気運の醸成を図るとともに、それぞれの生活スタイルに対応した多様な働き方の普及や、長時間労働などの見直しと固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発に努めます。

施策の概要	担当課
① 働き方の見直しによる仕事と生活の調和を実現するため、ノー残業デーの徹底や勤務時間の弾力的運用の活用推進に取り組みます。また、ワーク・ライフ・バランス意識の向上を図るため、研修を実施します。 ○研修の実施	職員課
② 事業所等におけるワーク・ライフ・バランスの啓発と普及を目的として、啓発事業や関係機関等の広報・啓発を行います。 ○市内事業所への啓発	人権・多様性社会課
③ 障がい者計画等に基づき、各種サービスを充実することで、障がい者(児)の自立を促し、介助者である家族の就労時間の確保や一時的休息のための支援を図ります。 ○障がい福祉サービス等の実施	障がい福祉課
④ 松阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の啓発や介護サービス等の提供、整備を推進します。 ○介護サービスの情報提供・相談 ○介護サービス等の実施	介護保険課
⑤ 松阪市こども計画に基づき、仕事と育児が両立しやすい環境を構築していきます。 ○通常保育・時間外保育の実施 ○待機児童問題の解消 ○放課後児童クラブの設置・運営支援 ○長期休業中の子どもの居場所の提供(松阪さんまくらぶ) ○病児・病後児保育の実施 ○ファミリーサポートセンター事業の実施 ○まつさかスマイルパパ講座の実施 ○子育てにやさしい事業所認定表彰事業の実施	こども未来課 こども家庭センター 生涯学習課
⑥ ワーク・ライフ・バランスの考え方が浸透するよう、事業所等に対し啓発活動等を展開します。 ○啓発冊子の配付	商工政策課

(2)雇用の場における男女共同参画の推進

女性が能力を発揮して活躍し、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、男女共同参画の取組が幅広く促進されるよう啓発活動や情報提供に努めます。

施策の概要	担当課
① 労働環境の整備に繋げるため、事業所等に対し労働関係法令の啓発活動等を展開します。 ○啓発冊子の配付	商工政策課
② 起業をめざす女性や子育て世代に対して、関係機関等との連携により相談等の支援を行います。 ○創業セミナー、相談会の開催	商工政策課

(3)家族的経営における働きの評価と就業環境の整備

家族的経営に従事している人の正当な労働の評価及び一人の労働者としての権利が確保されるよう推進します。

施策の概要	担当課
① 自営業者の家族従事者のネットワーク化を促進するために、情報提供や交流の場づくり等の機会を創出します。 ○女性の家族従事者で構成される団体への協力・支援	商工政策課
② 女性の農業経営の参画を促すとともに、正当な労働評価が行える体制づくりを進める為に、認定農業者・認定新規就農者の経営計画づくりを支援します。 ○認定農業者の農業経営改善計画および認定新規就農者の青年等就農計画での女性参画の支援	農水振興課

(4)子育て・介護を支援する雇用環境の整備と促進

性別や就労の有無にかかわらず、安心して子育てや介護ができる社会の実現に向け、多様な保育ニーズへの対応、介護サービスの充実や介護予防を推進し、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護支援の充実を図ります。

施策の概要	担当課
① 2016(平成28)年3月に策定(2021(令和3)年4月改定)の松阪市特定事業主行動計画に基づき、より一層次世代育成支援対策推進法の趣旨が全職員に浸透し、仕事と子育て(家庭)の両立が可能となるよう、職場環境づくりの支援を行っていくと同時に2026(令和8)年4月の改定により内容を見直します。 ○管理職を対象とした特定事業主行動計画研修の実施	職員課
② 福祉、介護の人材不足は、社会問題となっているため、新規人材の確保及び育成に取り組みます。 ○啓発チラシの作成 ○復職・就職支援研修・就職相談会の開催(保育士の経験のある方や保育士資格を持っているものの現在働いていない方、保育士養成学校の学生等) ○講習会、就職相談会の開催(介護の仕事に興味のある方等)	介護保険課 こども未来課
③ ひとり親家庭の母または父が雇用の安定及び就職の促進を図るため、教育訓練の受講をするための費用に対して給付金の支給を行います。 ○自立支援教育訓練給付金の支給	こども未来課
④ ひとり親家庭の母または父が生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関で修業期間中の生活の負担を軽減するための給付金等を支給します。 ○高等職業訓練促進給付金等の支給	こども未来課
⑤ 仕事と育児の両立支援や子育ての負担軽減を目的に、ひとり親世帯、ダブルケア世帯(*5)等に対してファミリーサポートセンター(*6)の利用料の一部を補助します。 ○ファミリーサポートセンター利用支援補助金の支給	こども未来課
⑥ 子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 ○子育て支援センターの設置	こども未来課
⑦ 子育てや介護を支援する雇用環境を整備するため、事業所等に対し啓発活動等を展開します。 ○啓発冊子の配付	商工政策課

IV. あらゆる分野における男女共同参画の推進



＜現状と課題＞

家庭や地域は人々にとって最も身近な暮らしの場です。

市民意識調査では、「家庭生活」や「地域社会」の場における男女の地位について、「平等である」と回答する人の割合が低く、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答する人が多くみえました。

家庭生活における家事や育児などの分担状況をみた場合、全体的に女性が担っていることが多い状況となっています。また、この傾向は女性の回答のほうが、「主として女性が担っている」という答えが高く出ています。

男女共同参画社会では、男女が責任を分かち合い、性別にかかわらず地域活動を行っていく必要があります。そのため、男女がともに地域活動やボランティア活動などに積極的かつ男女共同参画の視点で活動できるよう支援するとともに、災害時における避難所運営、被災者支援などにおいても、自助、共助、公助の役割分担の中で、男女共同参画の視点に配慮した防災対策を進めなくてはなりません。

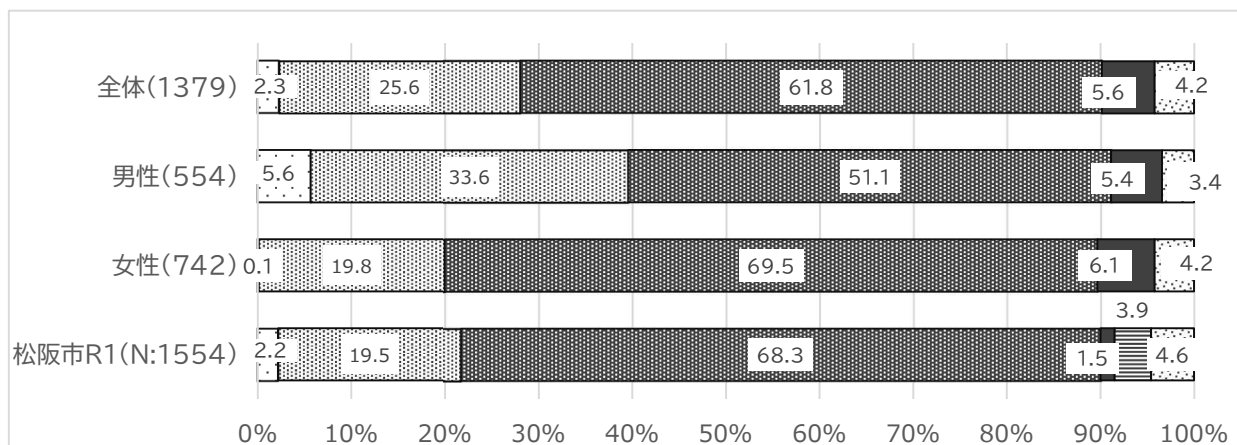
また、家庭教育や地域における学習機会の充実など、子どもから高齢者まで幅広い啓発活動を行うことが必要です。

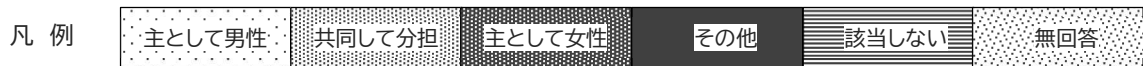
◆ 家庭生活について

凡 例

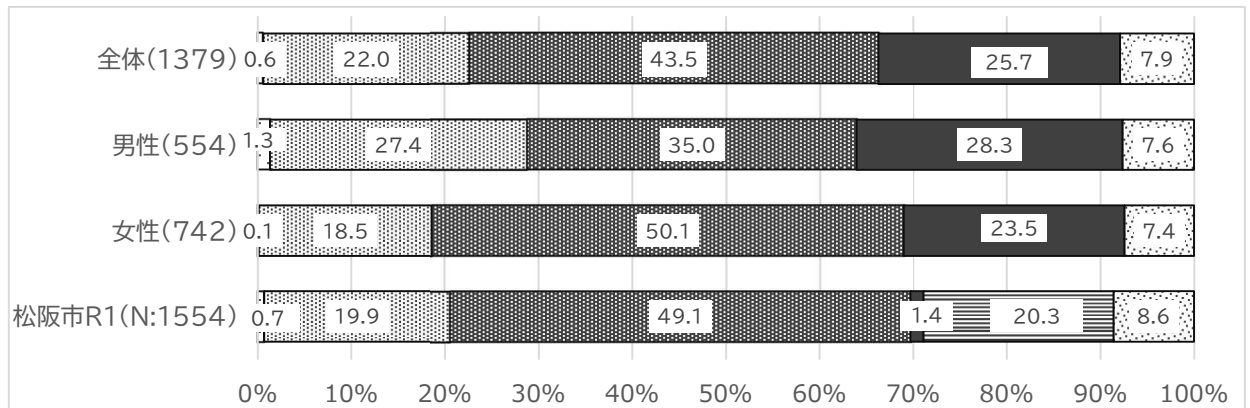


① 家事(炊事、洗濯、掃除など)

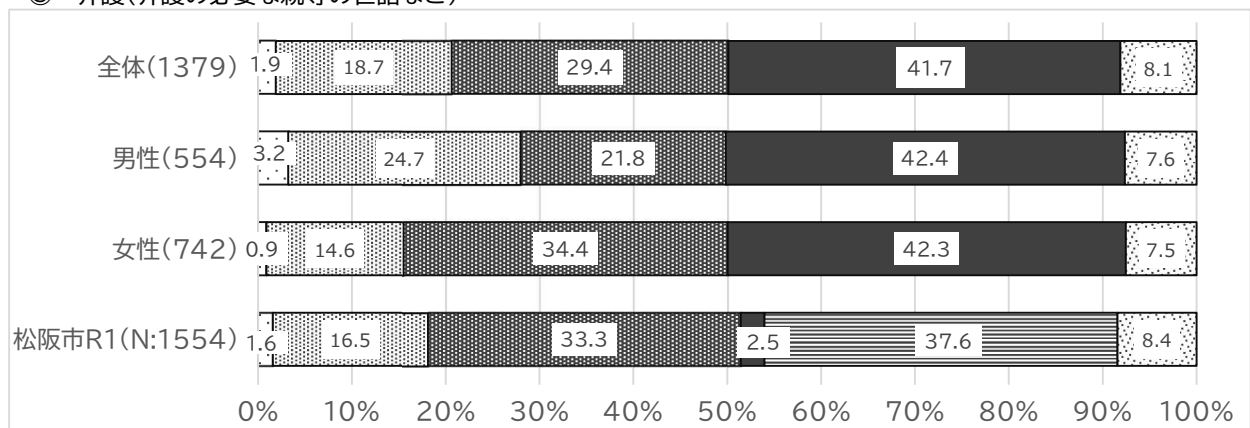




② 育児(子どもの世話、しつけ、教育など)



③ 介護(介護の必要な親等の世話など)



※令和6年度の調査項目には「該当しない」を選択項目に入れず調査をしています。

資料: 令和元年度松阪市市民意識調査
令和6年度松阪市市民意識調査

《施策の方向》

(1)家庭生活における男女共同参画の推進

家庭生活において、性別による固定的役割分担意識を見直すための意識啓発を行い、男性の育児・家庭生活への参画を進めるため、参加しやすいテーマ、時間帯に考慮した学習機会の充実を図ります。

施策の概要	担当課
① さまざまな啓発事業を通して、性別による固定的な役割分担などの慣行の見直しについて広く啓発を推進します。 ○さ・し・す・せセミナー等の開催	人権・多様性社会課
② 妊娠届出時や健康教育等の機会を通して、子育てや家庭生活全般における妊産婦と家族の役割について話し合い、理解と参加を促進します。 ○「子育てガイド&たまひよプラン」の配布 ○両親学級(パパママ教室)の開催 ○はるる遊ぼうDAYの開催 ○まつさかスマイルパパ講座の開催	こども家庭センター

(2)学校等における男女共同参画の推進

学校現場において、児童生徒には人権尊重を基盤とした男女平等教育を推進するとともに、自らの生き方を主体的に選択できる能力を育てる教育を推進します。

また、教職員についても、男女平等教育を推進するための研修会等への参加を促進します。

施策の概要	担当課
① 教職員等を対象とした、人権意識の高揚及び男女共同参画社会の理念の普及に関する学習機会を提供します。 ○三重県人権・同和教育研究大会への参加	学校支援課 こども未来課 (再掲) I (2)
② 男女共同参画の視点に立った学校教育を推進するため、人権教育、道徳教育、キャリア教育、性教育及び情報教育等を充実します。 ○男女共同参画意識の普及を図る人権学習の実施 ○男女共同参画の視点に立った学習の実施 ○性別にとらわれない職業観についての学習 ○道徳教育の全体計画・年間指導計画の作成	学校支援課 (再掲) I (2)

(3)地域活動における男女共同参画の推進

地域において、男女がともに地域活動に参加するための情報提供や自主的な取組に対し支援を行い、学習の機会を提供します。特に、地域社会との関わりが希薄になっている市民に対して、積極的な参画を推進します。

施策の概要	担当課
① 住民自治協議会や地域組織等へ、女性の役職登用や市民活動への参加を促し、地域の男女共同参画を推進します。同時に、個性と能力が発揮できる地域社会をめざし、生涯学習の機会を提供します。 ○各組織への働きかけ ○地域課題解決につながる講座の実施	地域づくり連携課 生涯学習課
② 松阪市環境基本計画に掲げる「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」をめざし、性別に捉われることなく、市民・市民団体・事業所など多様な主体の方々とともにさまざまな取組を実践していきます。 ○まつさか E-co-to ネットワークを活用した取組 ○環境フェアの実施	環境課
③ 地域に参加する元気な高齢者を増やしていく必要があることから、加入者が増えて活動が活性化するようにお元気応援ポイントや老人クラブの活動を広報等でPRします。 ○単位老人クラブの活動の活性化 ○お元気応援ポイント ○老人クラブ連合会への助成	健康福祉総務課

(4)防災における男女共同参画の推進

高齢者や、女性等に配慮した避難所の運営計画をはじめ、あらゆる防災施策において、男女のニーズの違いや性差などに配慮した視点に立った取組を推進します。

施策の概要	担当課
防災講座等の防災啓発や、地区防災訓練の支援等を、男女共同参画の視点を踏まえて実施します。 また、避難所備蓄品や避難所運営マニュアル等についても、女性や配慮を必要とする方の視点に立ち整備を進めます。 ○防災講座、防災学習の実施 ○地域防災訓練等の支援 ○災害用備蓄品の整備	防災対策課

V. 生涯を通じた心身の健康と生活支援



《現状と課題》

すべての世代の健康の保持・促進のため、身体の特徴を十分に理解し、心身及び健康について正確な知識と情報を把握するとともに、的確な医療や健康支援を受けることが必要です。特に女性は妊娠・出産や女性特有の疾患などがあり、男女ともに理解が必要であると同時に、女性の生涯を通じた健康を推進する対策が必要となります。

また、LGBTQ+^(*7)をはじめ多様な性的指向・性自認(SOGI)等について、正しい理解を深めるための学習機会の提供、啓発など、誰もが心身ともに健康に暮らせる社会をつくるための取組が求められています。

《施策の方向》

(1) 生涯を通じた健康の管理・保持・推進

身体について正しい認識を持ち、病気の予防と健康増進を図るため、生涯を通じた健康管理・保持の支援をします。女性においては、妊娠・出産期、更年期、高齢期などそれぞれのライフステージを健康に過ごすための支援策を実施します。

施策の概要	担当課
① 青壮年期の病気の予防と健康増進を図るため、健康相談、健康教育、健康診査を実施します。また、骨粗しょう症の早期発見のために正しい知識の普及を図るとともに、子宮頸がん・乳がんの検診普及啓発と受診率向上に向けた取組を重点的に行います。 ○各種がん検診(子宮頸がん・乳がん含)の実施・啓発 ○骨粗しょう症検診の実施 ○健康講座等の開催 ○骨粗しょう症検診・予防教室、子宮頸がん検診、乳がん検診の実施	健康づくり課
② がんの治療を受けている方が自分らしい生活や社会活動ができるように、治療による外見の変化をカバーするウィッグや乳房補正具などの購入費用の一部を助成します。 ○がん患者ウィッグ等購入費助成事業	健康づくり課
③ 乳幼児期から生活リズムが整えられるような生活習慣が身につけられる機会を設けます。 ○妊産婦の相談・乳幼児健康相談の実施 ○乳児一般健康診査の実施 ○1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の実施 ○各子育て教室の開催	こども家庭センター

(2)こころの健康支援

心の健康が保たれ、健やかに暮らせるよう、各種相談窓口の充実を図り、適切な対策・支援を行います。

施策の概要	担当課
① 専門の精神科医による相談事業を実施します。 ○「こころの健康相談」(月1回程度の指定日)	職員課
② 講演会、パネル展、さまざまな啓発事業を通して、性別による固定的な役割分担などの慣行の見直しについて広く啓発を推進します。 ○講演会、パネル展、映画上映会、セミナー等の開催 ○多様な性についての正しい理解と認識を深めるための講演会等の開催 ○弁護士による人権相談、公認心理師によるこころの相談会、合同相談会の開催	人権・多様性社会課
③ こころに不安や悩みを持つ障がいのある方と、その家族などからの生活上の相談に応じます。 ○松阪市障がい者基幹相談支援センター「マーベル」や市の担当窓口での相談の実施	障がい福祉課
④ 生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮します。 ○生活困窮者自立相談支援窓口での生活困窮者の尊厳の確保	保護自立支援課
⑤ 生活困窮者の自立に向けた助言相談や阻害要因の解消につなげるためのケースワークによる支援を行います。	保護自立支援課
⑥ 高齢者を対象とした市内5つの地域包括支援センター、地域包括支援センターのランチ機能として設置した全世代を対象とする13か所の福祉まるごと相談室や市の担当窓口が市民の相談に応じます。関係機関が連携することで課題解決に向けて支援します。 また、孤独孤立、生きづらさを感じている人を対象にひきこもり地域支援センター そ・えーるが相談や家族支援に応じます。 ○地域包括支援センターや福祉まるごと相談室、市の担当窓口での相談の実施 ○ひきこもり地域支援センター そ・えーるの相談の実施	健康福祉総務課

施策の概要	担当課
⑦ こころの健康、うつやストレスへの対処について知識の普及と啓発を推進するとともに、産後や更年期など心身の変調とストレスが重なりやすい時期の支援を行います。 ○産後ケア事業・産婦健康診査の実施 ○乳児家庭全戸訪問の実施 ○EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)^(※8)などによる状況把握 ○女性の健康週間における相談窓口の開設や啓発 ○睡眠や休養などに関する知識の普及と啓発	健康づくり課 こども家庭センター
⑧ 児童虐待や非行など問題行動、養育の問題など、家庭や児童の種々の問題に関する相談に応じます。 ○市広報に掲載、市の相談メール及び相談窓口での相談の実施	こども家庭センター
⑨ 労働局や県が開設している男女雇用機会均等、ハラスメント等の労働関係相談窓口を周知します。 ○市広報、ホームページへの掲載	商工政策課
⑩ 地域社会における人権の尊重を基盤とした男女共同参画社会の形成に向けた学習機会の提供を行います。また、各学校等において男女共同参画意識の高揚を図る学習が人権学習カリキュラムに位置づけられ実施されるよう支援します。 ○人権講座等の開催 ○各学校における人権学習の実施	学校支援課

(3) 妊娠や出産に関する健康支援

妊娠中及び出産後も継続して働く女性が増加していることから、女性が働きながら安心して子どもを産み育てることができ、生涯を通じた女性の健康確保等の観点からも、職場環境の整備は重要です。

施策の概要	担当課
① 妊娠から出産・子育て期まで切れ目なく支援する松阪版ネウボラ ^(※9) を推進します。また、各関係課や産科医療機関等との連携により、周産期の継続支援に努めます。 ○母子保健事業(母子健康手帳の交付、妊婦に対する健康相談、健康教育、訪問指導、妊産婦健康診査等)の実施 ○産婦教室(新米ママ教室)の開催 ○産後ケア事業、産前産後サポート事業の実施	こども家庭センター
② 妊娠届出時に全妊婦に面接を行い、「子育てガイド&たまひよプラン」を手交し、働く女性・男性のための出産・育児に関する制度の情報を提供します。また必要時、妊婦健康診査時に医師等から受けた指導を伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の配布や妊娠・出産・子育てを支援する関係課と連携し支援します。	こども家庭センター

(4)男女共同参画の視点に立った、様々な困難を抱える方への支援

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・複合化しています。孤独・孤立対策や保護更生等の観点から、困難な問題を抱える女性への支援について、2024(令和6)年4月に「困難女性支援法」が施行されました。様々な困難な問題を抱える女性をサポートできる相談支援体制を構築し、適切な支援につながるよう関係機関の連携を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、在宅高齢者の支援体制の充実を図ります。

施策の概要	担当課
① 生活困窮者に対し、自立相談支援(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)の実施、住居確保給付金の支給や家計改善支援、就労準備支援を実施します。また、生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援を実施します。 ○自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業の実施 ○住居確保給付金の支給 ○学習支援事業の実施	保護自立支援課
② ひとり親家庭・就労可能な世帯の生活の安定と自立の促進を図るため、経済面、生活面等の相談・指導に努めるとともに、自立支援プログラム等を活用し支援をします。 ○自立支援プログラム事業の実施	保護自立支援課
③ 高齢者が介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活が続けられるように介護保険制度により支援に取り組めます。 ○居宅介護サービス・地域密着型介護サービス(地域密着型特別養護老人ホーム他)・施設介護サービス(特別養護老人ホーム他)・介護予防サービスの実施	介護保険課
④ 様々な困難な問題を抱える方を対象に福祉まるごと相談室が相談に応じ、関係機関と連携します。解決が困難な場合には、多機関協働事業の中で支援チームを組み、支援会議や重層的支援会議を開催し、課題解決に取り組めます。 社会的な孤立を防ぐため、地域の実情やニーズに応じて、世代や属性を超えた住民同士の交流の場づくりを支援します。 孤独孤立支援として、ひきこもり地域支援センター そ・えーとと協働し、居場所づくりに取り組めます。	健康福祉総務課

施策の概要	担当課
⑤ 介護保険の制度改正によりスタートした総合事業において、地域住民による介護予防活動の推進が求められます。介護予防いきいきサポーターが担う役割に期待がかかることから今後も引き続き地域包括支援センターによる養成講座を開催していきます。また、早期からの介護予防を定着させるため、市主催の介護予防教室を引き続き実施します。 ○介護予防事業の実施（一般介護予防教室、介護予防いきいきサポーター養成講座等）	健康福祉総務課
⑥ 介護保険制度の改正もあり、より地域とつながる施策の展開が求められています。今後も、高齢者の個々のニーズに即した介護予防や生活支援につながる施策に見直していきます。 ○地域交流型一般デイサービス事業の実施 ○緊急通報装置貸与事業、日常生活用具給付事業の実施	健康福祉総務課
⑦ ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立の促進を図るため、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の支給などの施策を展開し、雇用の安定及び就職の促進を支援します。 ○自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給	こども未来課
⑧ 困難な問題を抱える女性への支援について相談員を配置し、相談体制の充実を図ります。 また、三重県女性相談支援センター等が実施する研修に参加し、相談員のスキルアップを図ります。 ○三重県女性相談支援センター等が実施する研修会への参加	こども家庭センター
⑨ 高齢者の知識、経験、希望に沿った就業機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の促進を図るため、松阪市シルバー人材センターへの支援をします。 ○就業機会確保事業への支援	商工政策課
⑩ 家庭や地域の教育力の向上を図るため、公民館等において子育て支援のための講座開設や、地域の中での世代間交流事業などに取り組めます。 ○各公民館等における子育て講座・家庭教育講座・読み聞かせ・乳幼児教育講座等を開催	生涯学習課

(5)多文化共生社会の実現に向けた男女共同参画の推進

お互いの歴史、文化、習慣の違いを理解し合いながら、自分を肯定的に認め、自信をもって価値ある存在であると思える気持ちを育んでいくため教育・啓発活動を行います。

施策の概要	担当課
① 多文化共生社会を推進するため、外国人住民と日本人が異なる文化や習慣を理解し、互いに協力し合い、差別のない多文化がいきいきと共生するよう、啓発活動を行います。 ○講演会・研修会などの開催	人権・多様性社会課
② 外国人住民に対し、母語等により、生活全般にわたる総合窓口・相談・調整機能や市役所での通訳並びに庁内文書の翻訳を行います。	人権・多様性社会課 (再掲)VI(4)

(6)性の多様性を尊重する環境の整備

2023(令和5)年にはLGBT理解増進法が施行される等、社会全体において性的マイノリティへの理解が進んできています。本市においても研修会等の実施及び啓発活動を通じて、性の多様性に関する市民の理解を促進するとともに、性的少数者の方々の生きづらさの解消に努めます。

施策の概要	担当課
性の多様性を認め合う社会づくりのため、松阪市パートナーシップ宣誓制度要綱に基づき、取組を進めます。 ○パートナーシップ連携自治体間での連携	人権・多様性社会課



VI. ジェンダーに基づくあらゆる暴力への取組

《現状と課題》

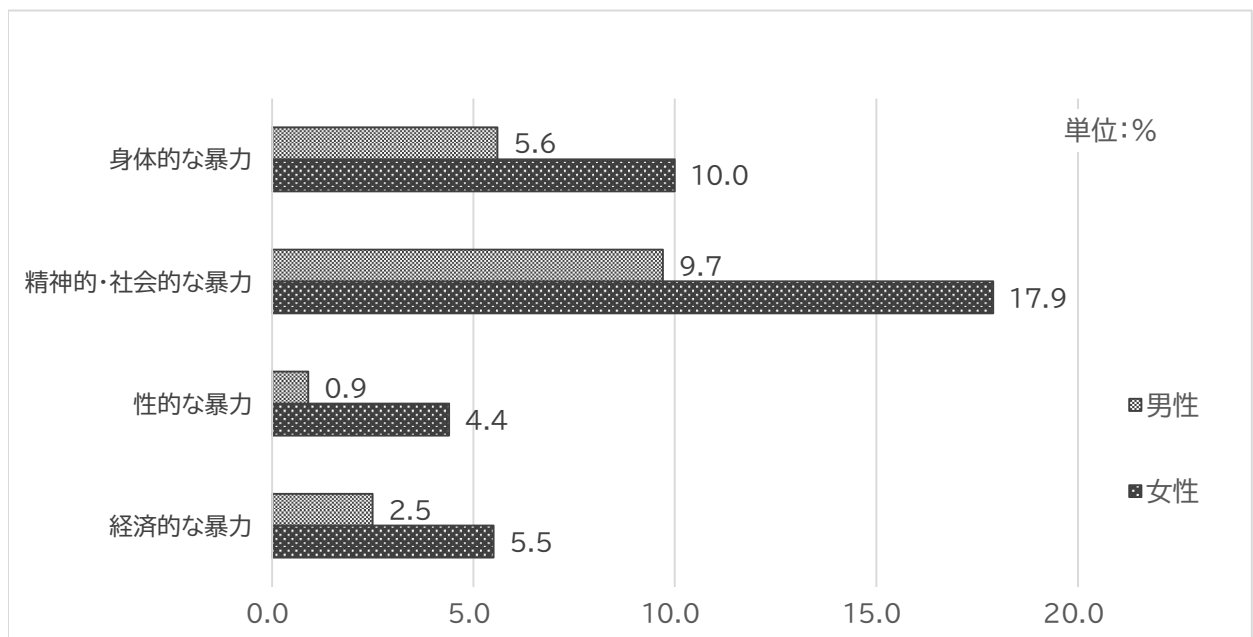
配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV)(*10))は、重大な人権侵害ですが、家庭内で発生することが多いため、問題が見えづらくなっていたり、深刻化することが課題となっています。また、若年層のカップル間で起こるデートDV(*11)も社会的な問題になっています。

市民意識調査では、DVを受けた経験について「精神的・社会的な暴力」と答えた人が女性17.9%、男性9.7%、「身体的な暴力」と答えた人が女性10.0%、男性5.6%と女性よりも女性の方が受ける割合が高くなっています。また、暴力を受けた際の対応としては、「相談しなかった(できなかった)」との回答が最も多く全体で46.0%でした。その理由としては「相談しても無駄だと思った」と回答している人が比較的多くなっています。このことから、安心して相談できる体制の整備を図るため、通報・相談・支援機能を充実させ、DV被害者の安全を守るために、緊急一時的保護体制の整備を図り、被害者の個人情報保護を徹底するために、関係機関との連携を深めておく必要があります。

また、社会的、経済的に不安定なDV被害者に対しては、主体的な生活ができるよう自立支援をサポートする体制が必要です。

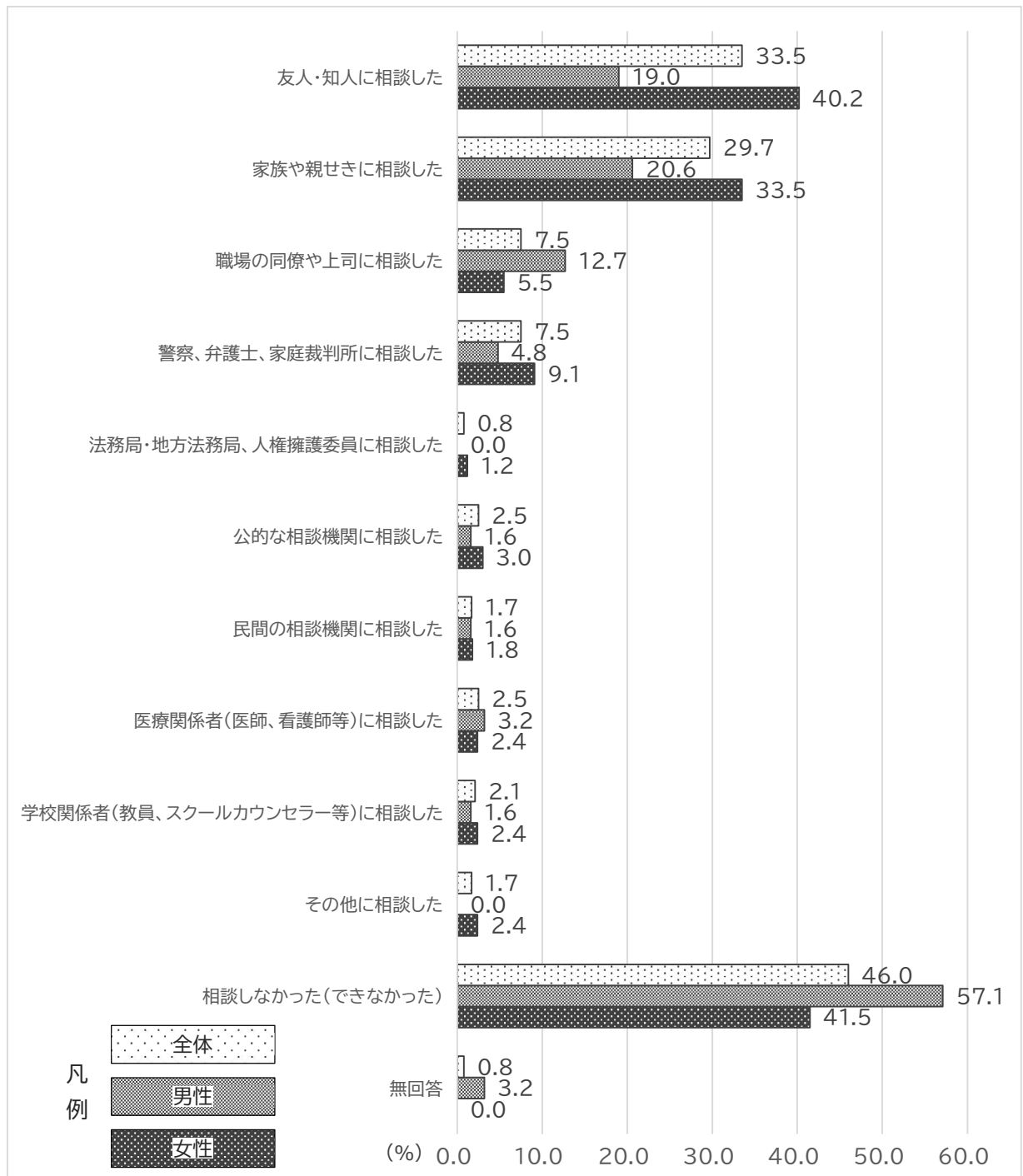
セクシュアル・ハラスメント(*12)を受けた経験について「何度も受けたことがある」と答えた人が女性9.3%、男性1.1%、「1、2度受けたことがある」と答えた人が女性16.8%、男性4.5%といずれも女性の方の割合が高くなっています。このことから、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に向けた広報や啓発など根絶に向けた働きかけをしていく必要があります。

◆ ドメスティック・バイオレンスについて(受けたことが「ある」と回答した人の割合)



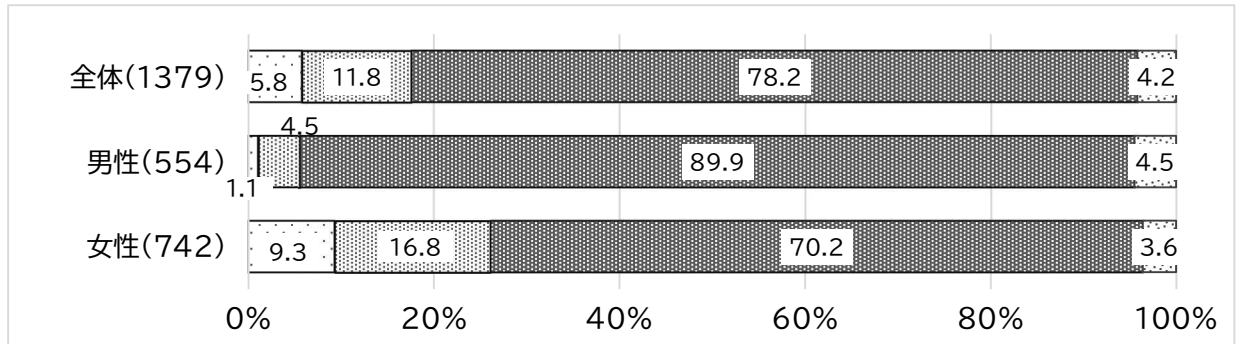
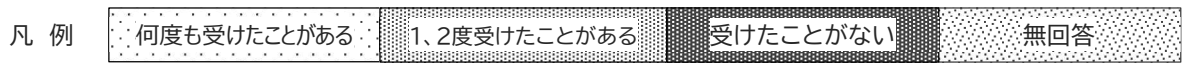
資料: 令和6年度松阪市市民意識調査

◆ その後どこか(だれか)に相談しましたか。(複数回答あり)



資料：令和6年度松阪市市民意識調査

◆ セクシュアル・ハラスメントについて



資料：令和6年度松阪市市民意識調査

《施策の方向》

(1)ドメスティック・バイオレンス対策の推進

DV等の暴力根絶に向けた広報活動及び学習機会の提供に努めるとともに、DV等被害者への暴力に対する対策の促進に向けての取組を推進します。

施策の概要	担当課
① DV(デートDVを含む)に対する正しい知識・認識を持ってもらうよう、暴力根絶に向けた情報発信・啓発を行います。 ○女性に対する暴力をなくす運動の実施	人権・多様性社会課
② 啓発活動による相談窓口の周知を行います。 ○DV防止月間の啓発活動	人権・多様性社会課 こども家庭センター (再掲)VI(3)、 VI(4)
③ 地域で行う各種講座を通じて地域包括支援センターのPR等を行い、相談ケースへの適切な対応を図ります。 ○相談業務の充実	健康福祉総務課
④ DV被害者の適切な相談・支援が行えるよう、関係機関の連携による被害者支援の充実を図ります。 ○関係機関との連携	こども家庭センター (再掲)VI(3)
⑤ 三重県女性相談支援センター等が実施する研修に参加し、相談員のスキルアップを図ります。 ○三重県女性相談支援センター等が実施する研修会への参加	こども家庭センター (再掲)VI(3)、 VI(4)

(2)セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に向けた広報・啓発性の多様性に起因するものを含め職場等におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた広報・啓発に取り組みます。

施策の概要	担当課
① 職場のハラスメント防止に関するガイドラインに基づき、職員一人ひとりがハラスメントに対する正しい知識を持つとともに、管理職及び人権啓発推進員を対象にハラスメントをテーマとした研修を実施することでハラスメントのない職場環境の実現に取り組みます。 ○研修の実施	職員課
② ハラスメント防止に向けた啓発事業や関係機関等の広報・啓発を行います。 ○市内事業所への啓発	人権・多様性社会課
③ ハラスメントのない職場環境を整備するため、事業所等に対し啓発活動等を展開します。 ○啓発冊子の配付	商工政策課

(3)DV防止に向けた教育・広報・啓発の充実

暴力を許さない社会を実現するためには、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる場面において人権尊重の意識や男女平等の意識を高めていくことが大切です。男女が互いの心身の違いを正しく理解し、互いの性を尊重し合えるよう広報・啓発に取り組みます。

施策の概要	担当課
① 啓発活動による相談窓口の周知を行います。 ○DV防止月間の啓発活動	人権・多様性社会課 こども家庭センター (再掲)VI(1)、 VI(4)
② 高齢者のDVは、認知症が起因となるケースが多いことから、認知症に関する理解を広めるためにも、市または地域包括支援センターが主催し、認知症サポーター(*13)を養成します。 ○認知症サポーターの養成	健康福祉総務課
③ DV被害者の適切な相談・支援が行えるよう、関係機関の連携による被害者支援の充実を図ります。 ○関係機関との連携	こども家庭センター (再掲)VI(1)

施策の概要	担当課
④ 三重県女性相談支援センター等が実施する研修に参加し、相談員のスキルアップを図ります。 ○三重県女性相談支援センター等が実施する研修会への参加	こども家庭センター (再掲)VI(1)、 VI(4)
⑤ 暴力の発生を未然に防ぐため、性や暴力に関する情報氾濫から青少年を守るための施策を進めます。 ○青色防犯パトロールの実施	生涯学習課

(4)通報・相談・支援体制の充実

近年、市に寄せられる児童虐待の相談件数は年々増加しており、児童を取り巻く問題も多様化、複雑化しています。

また、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さないという社会意識を浸透させるため、正しい知識の普及、啓発とともに、通報・相談窓口の充実を図り、被害者が相談しやすい環境づくりを進めます。

施策の概要	担当課
① 弁護士による人権相談の実施及び各種相談窓口のネットワーク化に取り組みます。 ○弁護士による人権相談の実施 ○こころの相談窓口の一覧表の配布	人権・多様性社会課
② 外国人住民に対し、母語等により、生活全般にわたる総合窓口・相談・調整機能や市役所での通訳並びに庁内文書の翻訳を行います。	人権・多様性社会課 (再掲)V(5)
③ 啓発活動による相談窓口の周知を行います。 ○DV防止月間の啓発活動	人権・多様性社会課 こども家庭センター (再掲)VI(1)、 VI(3)
④ 市民の身近な相談窓口として福祉まると相談室は、相談支援に取り組みます。 関係者の情報共有や対応策を検討するため、定期的の実務者会議や代表者会議を開催します。 ○虐待防止ネットワーク(*14)代表者会議・虐待防止ネットワーク実務者会議の開催	障がい福祉課 健康福祉総務課

施策の概要	担当課
⑤ こども家庭センターの役割の一環として妊産婦・乳幼児等の実情をふまえて、個別支援が必要な妊産婦・こどもにサポートプランを作成し、支援を実施します。 ○「子育てガイド&たまひよプラン」の配布 ○サポートプラン作成	こども家庭センター
⑥ 三重県女性相談支援センター等が実施する研修に参加し、相談員のスキルアップを図ります。 ○三重県女性相談支援センター等が実施する研修への参加	こども家庭センター (再掲)VI(1)、 VI(3)
⑦ 児童相談所、小中学校、保育園等と連携をとり、要保護児童の早期発見、保護に努めます。また、育児不安を抱える家庭や養育状況に問題のある家庭に対して、それぞれのニーズにあった支援を行います。 ○児童虐待の通告に対する児童相談所との連携 ○オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間中の啓発活動 ○児童相談所、警察、県下の各市町による研修会への参加	こども家庭センター
⑧ 緊急一時的に保護を必要とする場合等に、当該児童等を養育委託または保護委託し、当該児童及びその家族の福祉の向上を図ります。 ○児童養護施設などでのショートステイ	こども家庭センター
⑨ 保護者が配偶者のいない女性またはこれに準ずる事情にある女性であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合及びDV等で夫等から避難する場合、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護を行います。 ○母子生活支援施設に入所した保護者及び児童の自立に向けた支援	こども家庭センター
⑩ 「発達」に関わる相談窓口として、本人、保護者、保育・教育関係者等の相談業務を行います。相談の際に、虐待・DV・養護困難等に関わる事例があった場合は関係機関と連携をして早期発見・早期対応・再発予防に取り組めます。 ○相談業務の充実 ○関係機関との連携	子ども発達総合支援センター

